

第1章 【特集】原子力発電所をめぐる警備情勢

特集 原子力発電所をめぐる警備情勢

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故は、原子力発電所をめぐる警備情勢に大きな影響を与えました。

福島第一原子力発電所の周辺地域では、いまだに多数の住民が避難生活を強いられており、原子力災害からの復旧・復興は道半ばとなっています。また、万が一、原子力災害が発生した場合に備え、対策の抜本的な見直しが求められているほか、原子力発電所のテロに対する脆弱性も露呈したことから、核テロに対する取組も重要性を増しています。さらに、原子力政策の在り方をめぐって様々な運動が展開される中、過激派を始めとする勢力が運動に介入する動向も見受けられます。

このように、原子力発電所をめぐる様々な情勢がみられる中、警察は、原子力災害対策や核テロの未然防止対策の強化を進めています。

原子力災害への対策

福島における原子力災害への対応

福島第一原子力発電所事故により、原子力発電所の周辺住民等に避難等の指示や警戒区域等の設定が発令されたことから、警察では、事故発生直後から、避難誘導、放射線量のモニタリング、原子炉建屋への放水活動、行方不明者の搜索活動、検問、警戒・警ら活動、住民の一時立入りに対する支援活動等を行いました。



警察では、現在も、全国警察からの特別派遣等により体制を確保した上で、警戒区域等の見直しによる警戒区域周辺の情勢の変化や住民等の要望等を踏まえ、検問箇所を移設して検問の実効性を図るとともに、警戒区域周辺の重点パトロールを実施するなどして、引き続き警戒を強化しています。

第1章 【特集】原子力発電所をめぐる警備情勢

原子力災害対策

福島第一原子力発電所の事故対応を踏まえ、警察では、組織改編や増員、装備資機材の整備・拡充、実戦的な訓練を行うなどして、原子力災害対策の推進体制を整備しました。

また、平成24年9月の防災基本計画原子力災害対策編の修正、同年10月の原子力災害対策指針の策定等を踏まえ、警察庁では、25年1月に「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を修正し、原子力災害への対応力強化のための対策を定めました。

原子力災害が発生した場合には、その影響が広範囲にわたるおそれがあることから、警察では、修正内容を踏まえ、広域での住民避難等の防護措置が迅速に行えるよう、拡大された原子力災害対策重点区域を管轄する自治体、原子力事業者等と緊密に連携して、原子力災害対策を推進していきます。



島根・鳥取両県警察合同会議・初動対応訓練の開催



愛媛県原子力防災訓練における住民の避難誘導訓練

平成25年1月 国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正(原子力災害対策関係)

修正経緯

原子力災害対策特別措置法の一部改正
(平成24年6月27日公布、9月19日施行)

原子力規制委員会設置法の制定
(平成24年6月27日公布、9月19日施行)

防災基本計画の修正
(平成24年9月6日)

原子力災害対策指針の策定
(平成24年10月31日)

国家公安委員会・警察庁
防災業務計画の修正

防災業務計画としては、東日本大震災後、24年3月(「津波災害対策編」の新設等)に引き続き2回目の修正

修正概要

① 関係機関との連携関係

原子力規制委員会の新設等を踏まえた関係機関との連絡体制の確立について明記

③ 原子力災害警備計画の策定等関係

計画を策定すべき都道府県警察の範囲を拡大。また、同計画に記載すべき事項、避難誘導に関する資料の添付について明記。さらに、放射性物質の放出可能性等への配慮、核燃料物質等輸送事故・災害の初動措置マニュアルの作成についても明記

⑤ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持関係

避難指示等の実効を上げるために必要な措置をすべき区域として警戒区域等を明記するとともに、避難住民等の一時立入りの支援、原子力緊急事態解除宣言以降も警戒区域等が設定された場合における必要な措置の実施について明記

② 警察庁の警備体制関係

特定事象に発展するおそれのある事象発生時において構築する体制、複合災害発生時における効率的な業務推進のための他の災害対策体制との連携、原子力緊急事態解除宣言後において警察が行うべき事後対策等に応じた警備体制の維持について明記

④ 緊急輸送の支援関係

緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援の実施について明記

⑥ 警察職員の被ばく対策関係

被ばく線量の確実な測定及び適切な管理について明記